

【質問・意見】

<委員>

- ・No 7の選挙について。知的障害のある方たちにとっても、選挙というのはとても大事なことであり、育成会ではこれまでも選挙に関する学習会などを行っている
- ・投票について用紙に書くことができなくても、候補者の写真を示せば1票になるはず。実際の選挙のときに担当の方が、そのことを分かっていないことがあった。
- ・選挙を行うにも障害ある方には配慮が必要なこともあるため、市はしっかり対応をお願いしたい。

<委員>

- ・選挙の投票では、指で名前を示せば、つまり意思表示ができれば投票とみなすとなっていると思う。

<会長>

- ・市では選挙のスタッフに対し、障害ある方への配慮について指導や教育をしているのか確認してほしい。

<委員>

- ・情報提供として。特別支援学校では児童や生徒の役員会の選挙を行うとき、障害ある児童への支援として、写真を用意し、指をさすことで投票できるようにしている。学校教育として選挙の勉強を行っている。

<委員>

- ・賃貸物件における精神障害者の入居拒否について。このような事例はよく聞くが、最近では貸してくれるところもかなりある。ヘルパーなどのサービスを使えば、部屋の片付けなどを行え、場合によっては一般の方より綺麗に使用できる。様々な障害サービスを利用することで賃貸物件の入居を交渉することができると思う。

<委員>

- ・相談窓口があることで、障害者差別の改善や解決につながっていることはとても良いことだと思う。
- ・発達障害の方の差別相談は、どの障害区分に分類されているのか。

<事務局>

- ・発達障害の方が精神手帳や自立支援医療を受けている方であれば、「精神」に分類している。手帳などを所持していない方については「その他」に分類している。

<委員>

- ・知的の方の相談件数が少ないように思われる。県も同様の傾向である。知的障害の方や発達障害の方への合理的配慮の提供については気になっている。実態はどうか。

<会長>

- ・相談件数を見ると、知的障害の方は訴えができないこともあり、訴えが少ないという気もする。

<委員>

- ・知的障害の相談件数が少ないということは、以前から感じていた。知的障害の方が、

自ら差別と訴えることは難しいと思う。差別を受けていることが分からないと思われる。また、差別だと判断できないこともあると思う。

- ・やはり、周りの方や支援者が差別に気づき、相談を行う必要がある。

<会長>

- ・差別と訴えないと相談件数に反映しないという意味では、社会的に見守る体制もしくは代弁する人がいないと、知的障害の差別の実態が現れないと思う。

<委員>

- ・相談受付の流れを教えてほしい。

<事務局>

- ・相談受付については、差別を受けた本人に限らず、支援者や家族などの関係者の方が、障害者福祉課の窓口への来庁、電話にて相談を受け付けている。

<会長>

- ・今後は、どなたが差別相談をしてきたのか把握する必要もあるのでは。特に知的障害の方については、家族や関係者などが相談すると思う。相談経路も必要と思われる。

<委員>

- ・実際、障害者福祉課の窓口直接来られる方はごく僅かだと思う。知的障害に関わらず身体や精神障害の方においても、自分が差別的対応を受けていることが分からない方は多いと思う。

- ・この相談件数は少ないと思う。障害者福祉課が窓口であることを知っている人も少ないのではないか。

<会長>

- ・差別相談については相談経路や窓口の問題だけでなく、どのように訴えを拾っていくか、どのようにしたら訴えられるようになるのか、ということへのアプローチも必要。
- ・今後、障害者差別については多角的にアプローチをしていく必要がある。

<委員>

- ・相談件数について、令和2年8月以降は相談がなかったのか。
- ・つくる会が作成しているアンケート調査報告書から、我々は具体的にどのように取り組んでいかなければならないのかということを知りたい。

<事務局>

- ・相談事例については令和2年度までは記載のとおり。
- ・前回の協議会で説明したとおり、アンケートの結果と禁止条例をつくる会35団体へのヒアリングの結果を踏まえて、市の条例を定め、それに沿って取り組んでいきたい。

<委員>

- ・相談事例の対応を見て、市の方が頑張っていることや努力していることは分かった。一方で、対応に苦慮した事例を教えてほしい。事案によっては、担当課が一生懸命行うだけではなく、市長名での勧告などシステムがあれば解決を図れたという事例はなかったのか。条例には、そのようなシステムを反映させたいと考えている。

<事務局>

・どの事例についてもご本人や家族の方、複数の関係機関に対応を行う必要があり、苦慮しなかった案件はない。

・事案で、相手が行政機関であれば法的義務のため、対応を強く求めることができる。民間事業者の場合、努力義務の部分もあるので、その部分に対応に難しい面があった。しかし、法改正により今後は事業者も法的義務になるので、そのような動きを見据えながら、条例に生かしていきたいと考えている。

<委員>

・相談対応を苦勞されていることについてはよく分かった。だが、条例にシステムを組み込んでおいた方が、相談する方にとって訴えるメニューが増えて良いと思うが。

<事務局>

・現時点では市に条例はないが、我々も使える県の条例はすでにあり、県の条例では勧告や公表が行える。よって、システムはすでに構築されている状況。これまでも解決までにもう一步踏み込みたい案件については、県の相談窓口を紹介している。

・今まで対応してきた35件の中で、システムによって対応すべきだった案件を選ぶことは非常に難しい。

<委員>

・幼稚園の募集要項における差別的表現について。県から注意されて最終的には募集要項から削除されているが、実際に、幼稚園や保育所が障害者を受け入れる体制になっているのか。

<事務局>

・市については、障害児など配慮を必要とする児童を受け入れるために、加配保育士を配置し、その加配保育士の人件費や経費に対して、市は補助を行っている。

<委員>

・いま市から回答があったことは保育所のことで、私立幼稚園には該当しない。私立幼稚園の補助は国や県の補助がほとんどで、市の補助はほとんどない。

・私立幼稚園の運営については、園独自の教育方針を打ち出さないと子どもが集まらない。このことは、保育所と比べ、経営の自由度が高い反面、補助が少ない。

・幼稚園で子どもを預かる以上、一緒に生活をさせてあげたいという思いがある。募集要項の文言はよろしくなかったのかもしれないが、その子を受け入れたくないというつもりではなく、その子が幼稚園で生活していく上で、たぶん困るだろうという思いを込めて、そのような文言を載せたのではないかと思う。

・幼稚園や保育園は人手不足で、その子にとって十分な教育、保育を受けさせる体制を整えることは非常に難しい。このようなことを踏まえて、募集要項の文言が少し厳しめになったのではないかと思う。

<委員>

・募集要項の表紙に「支援に支障をきたすようなお子様はお断りさせていただく」という文章が記載されて、その文章を皆さんが読んだときにどう影響するのかを考える必要がある。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・個別に相談をして本当に受け入れたいが、受け入れることが非常に厳しいという話であれば納得できるが。・合理的配慮や人権の視点から見て、募集要項の表紙にこのような文言があることに、とても引かかる思いがある。 |
|--|--|

3. その他

4. 閉会

以上